

過半数代表者選挙を考えよう!

Part 1

「働く者の立場の代表」を公正・公平に選出し

安全で安心して働ける職場を創りだそう!

過半数代表者は、各事業場の労働者の過半数の信任を得て、36協定等の労使協定を会社と締結し、就業規則の作成・変更の際に意見を述べる役割を担います。**労働基準法等の法令によって規定され、会社側と対等の関係に立ち、事業場で働く労働者の立場で判断し行動する、「働く者の立場の代表者」**です。過半数で組織する労働組合がない場合は選挙等、公平な方法で選出します。

過半数代表者の役割は？

① 就業規則に対して労働者の意見を述べる

会社施策の進展や働き方の変化に伴って就業規則の変更が今後も想定されるため、過半数代表者が「働く者の立場」で意見を述べるのが今まで以上に重要になります!

就業規則は私たちの労働条件の根幹に関わる重要なものであり、意見を述べる過半数代表者の役割は重要です!

② 労使協定を締結する

超勤時間の上限は「36協定」で決まりその内容は働き方に大きく影響します。私たちの働き方が大きく変わる中、36協定を締結する過半数代表者の役割は極めて重要です!

③ 法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全衛生委員会は安心して働ける環境をつくるために、職場で発生する問題を議論し解決していくための重要な場です!



過半数代表者は労働者間での公平な選出により決められるものであり、使用者の関与を認めるものではありません。また、会社はあくまでも便宜上手続きを行なうに過ぎません。

申1号「第43回定期大会発言等に基づく申し入れ」交渉で以下について確認しています

- 使用者の意向に基づき選出された者は、従業員代表として認められない
- 現場長や管理者が業務中に特定の候補者を当選させるための運動をしてはならない
- 社員代表者の選出は、労働者が自主的に選ぶものであり、会社が介入してはならない
- 労働者の意思を阻害しないことが前提であり、公平性・公正性を確保していく
- 投票の際は、「無記名投票を行い投票の秘密を守ること」「直接投票所で投票できないものに対しては、本人に事前に周知した上で郵送や電話等で投票していくこと」を本社として各機関に指導している

過半数代表者の役割について考え、安全・安心・働きがいのある 職場を創造するために、職場の声を反映する代表者を選出しよう!

過半数代表者選挙を考えよう！

Part2

「働く者の立場の代表」を公正・公平に選出し

安全で安心して働ける職場を創りだそう！

過半数代表者になるには要件が定められています。（労働基準法施行規則第6条の2）

- ①監督または管理の地位にあるものでないこと
- ②法に規定する協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること
- ③使用者の意向に基づき選出された者でないこと

つまり・・・

- 現場長等の管理者・指定職の方は過半数代表者になることはできません！
- 親睦会の幹事等を自動的に選任した場合は無効です！
- 会社が過半数代表者を指名したり、選挙・信任投票等、公正な手続き無しに過半数代表者になることはできません！
- 会社が立候補を促したり、「この人に投票して欲しい」と斡旋したり、会社の意向に基づき選出された場合は法令違反であり、無効です！



過半数代表者は労働者間での公平な選出により決定するものであり、使用者の関与を認めるものではありません。「働く者の立場の代表を選出する」という目的を正しく認識し、より良い職場環境の実現に向け、過半数代表者選出が公平・公正に行われるようにチェックしていきましょう！



～過半数代表者選出手続きチェックリスト～

- 休職者を含めて十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われていますか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補に投票するよう働きかけがされていませんか？
- 投票所に衝立を設置するなど、投票の秘密を確保する工夫はされていますか？
- 投票用紙やボールペン等にナンバリング等はされていませんか？
- 人によって、異なる大きさの投票用紙が配布されていませんか？
- 投票期間の変更や前倒しの開票が行われていませんか？
- 選出手続きを行わずに、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？



他にも職場で気になることや不安はありませんか？

チェックリストに当てはまることがあればすぐ東労組役員へ相談してください